

議第 1 号

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止するについて

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例（昭和 5 6 年条例第 1 号）を次のように廃止するものとする。

平成 2 2 年 1 月 2 9 日

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止する条例

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例（昭和 5 6 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 号

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止するについて

【廃止趣旨】

平成 22 年 4 月 1 日から視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を共同処理する事務から削り、教材等について各市へ移管することに伴い、東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する条例を廃止するもの。

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

【その他】

東濃西部視聴覚ライブラリーの設置及び管理運営に関する事務を共同処理する事務から削る規約の変更については、平成 21 年 10 月 28 日付け東広総企第 45 号により岐阜県知事に申請し、平成 21 年 11 月 10 日付け岐阜県指令市町村第 785 号により許可された。

議第 2 号

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 22 年 1 月 29 日

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例（平成 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中東濃西部視聴覚ライブラリーの職員の項を削る。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

議第 2 号

東濃西部広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、視聴覚ライブラリーの職員定数の規定を削る。

【改正内容】

職員定数を定めている表から視聴覚ライブラリーの項目を削る。(第 2 条関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
(第 1 条 略) (定数)			(第 1 条 略) (定数)		
第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。			第 2 条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		
区	分	定数	区	分	定数
東濃西部広域行政事務組合事務局の職員		6 人	東濃西部広域行政事務組合事務局の職員		6 人
東濃看護専門学校	の職員	13 人	東濃西部視聴覚ライブラリー		2 人
東濃西部少年センター	の職員	3 人	の職員		
			東濃看護専門学校	の職員	13 人
			東濃西部少年センター	の職員	3 人
			の職員		
(以下 略)			(以下 略)		

議第 3 号

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 2 年 1 月 2 9 日

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例（平成 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「視聴覚ライブラリー運営審議会委員」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3 号

東濃西部広域行政事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

視聴覚ライブラリーの廃止に伴い、視聴覚ライブラリー運営審議会も廃止されるため、条例から同審議会の規定を削るもの。

【改正内容】

非常勤特別職職員の報酬額及び費用弁償を定める別表から、視聴覚ライブラリー運営審議会を削る。(別表関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 4 月 1 日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
(本則及び附則 略)				(本則及び附則 略)			
別表(第2条、第4条関係)				別表(第2条、第4条関係)			
区 分	報酬額		費用弁償	区 分	報酬額		費用弁償
(略)				(略)			
東濃西部広域圏計画審議会委員 東濃看護専門学校運営協議会委員 東濃西部少年センター運営協議会委員 東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	8,000 円	多治見市非常勤の特別職職員の例による。	東濃西部広域圏計画審議会委員 視聴覚ライブラリー運営審議会委員 東濃看護専門学校運営協議会委員 東濃西部少年センター運営協議会委員 東濃西部広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	8,000 円	多治見市非常勤の特別職職員の例による。
(略)				(略)			

議第4号

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正するものとする。

平成22年1月29日

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古川 雅典

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の次に次の1条を加える。

（東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出）

第6条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計においては、分担金、その他附属収入をもってその歳入とし、奨学資金等貸付事業費、その他諸支出をもって歳出とする。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

議第 4 号

東濃西部広域行政事務組合特別会計条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計を廃止するため、所要の規定を削るもの。合わせて、東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出の規定を追加するもの。

【改正内容】

- 1 特別会計から東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計を削り、同会計の歳入歳出の規定を削る。(第 1 条第 1 号、第 2 条関係)
- 2 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出の規定を追加する。(第 6 条関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成 22 年 8 月 1 日とする。ただし、医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出の規定を追加する改正規定の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条において準用する同法第 209 条第 2 項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 東濃看護専門学校事業特別会計 (2) 東濃西部少年センター事業特別会計 (3) 東濃西部ふるさと活性化基金特別会計 (4) 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計 (東濃看護専門学校事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 2 条 (略) (東濃西部少年センター事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 3 条 (略) (東濃西部ふるさと活性化基金特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 4 条 (略) (東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 5 条 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計においては、<u>分担金、その他附属収入をもってその歳入とし、奨学資金等貸付事業費、その他諸支出をもって歳出とする。</u></p> <p>附 則 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 292 条において準用する同法第 209 条第 2 項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) <u>東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計</u> (2) 東濃看護専門学校事業特別会計 (3) 東濃西部少年センター事業特別会計 (4) 東濃西部ふるさと活性化基金特別会計 (5) 東濃地域医師確保奨学資金等貸付事業特別会計 (視聴覚ライブラリー事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 2 条 <u>東濃西部視聴覚ライブラリー事業特別会計においては、分担金、その他附属収入をもってその歳入とし、視聴覚教育費その他の諸支出をもってその歳出とする。</u></p> <p>(東濃看護専門学校事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 3 条 (略) (東濃西部少年センター事業特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 4 条 (略) (東濃西部ふるさと活性化基金特別会計の歳入歳出)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

議第 5 号

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成 1 1 年条例第 3 号）の一部を次のように改正するものとする。

平成 2 2 年 1 月 2 9 日

東濃西部広域行政事務組合
管理者 多治見市長 古 川 雅 典

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正する条例

東濃西部広域行政事務組合分担金条例（平成 1 1 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中視聴覚ライブラリー運営費負担金の項を削り、同表備考第 2 号本文中「における」の次に「構成市内の医療機関等に勤務する」を加える。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表備考第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

議第 5 号

東濃西部広域行政事務組合分担金条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部視聴覚ライブラリーを廃止することに伴い、視聴覚ライブラリー運営費負担金の規定を削る。合わせて、東濃看護専門学校運営費負担金の学生数割の規定を明確にする。

【改正内容】

- 1 視聴覚ライブラリー運営費負担金の項目を削る。(第2条の表関係)
- 2 東濃看護専門学校運営費負担金の学生数割の学生数について、構成市内の医療機関等に勤務する学生の数とする。(第2条の表備考第2号関係)

【施行日】

本条例の施行日は、平成22年4月1日とする。ただし、東濃看護専門学校運営費負担金の学生数割に関する改正規定の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新			旧		
(第1条 略) (分担金の分賦) 第2条 分担金の分賦は、次の表に定めるところによる。			(第1条 略) (分担金の分賦) 第2条 分担金の分賦は、次の表に定めるところによる。		
費用項目	負担区分		費用項目	負担区分	
一般経費負担金	均等割	100分の60	一般経費負担金	均等割	100分の60
	人口割	100分の40		人口割	100分の40
看護専門学校運営費負担金	所在市特別負担金	100分の40	視聴覚ライブラリー運営費負担金	均等割	<u>100分の10</u>
	所在市以外人口割	100分の30	看護専門学校運営費負担金	人口割	<u>100分の90</u>
	学生数割	100分の30		所在市特別負担割	100分の40
(以下略)			所在市以外人口割	100分の30	
			学生数割	100分の30	
(以下略)			(以下略)		
備考 1 略 2 学生数割は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在における構成市内の医療機関等に勤務する学生の割合による。(以下略)			備考 1 略 2 学生数割は、予算の属する年度の前年度の4月1日現在における学生の割合による。(以下略)		